号を同項第六号とし、同項第八号中「第二十五条の十三第九項各号」を「第二十五条の十三第十項各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「非課税口座が開設された」を「非課税口座に非課税管理勘定が設けられた」に、「当該非課税口座」を「当該非課税管理勘定」に、「前項第五号及び第六号」を「前項第四号及び第五号」に改め、同条第四項中「第二項第五号」を「第二項第四号」に改める。

第十八条の十九の次に次の一条を加える。

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例）

第十八条の十九の二　法第四十条の三の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十条の三の二第一項の贈与をした資産の種類、数量及び当該贈与の時における価額

二　当該資産の贈与を受けた法第四十条の三の二第一項の内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三　当該資産の贈与の年月日及び取得の年月日

四　その他参考となるべき事項

2　法第四十条の三の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する債務処理計画に係る法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の六第一項各号に掲げる者の当該債務処理計画が施行令第二十五条の十八の二第二項に規定する要件を満たすものであり、かつ、法第四十条の三の二第一項の資産の贈与が当該債務処理計画に基づき同項各号に掲げる要件を満たして行われたものである旨を証する書類とする。

第十八条の二十第二項中「（昭和四十年大蔵省令第十二号）」を削る。

第十八条の二十一第十七項第二号中「及び第二十項第五号」を削り、同条第二十項第一号中「当初居住年（次号及び第三号において「当初居住年」という。）」を「特定事由（以下この項において「特定事由」という。）が生ずる前」に改め、同項第二号及び第三号中「当初居住年」を「特定事由が生ずる前」に改め、同項第五号中「給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由」を「特定事由」に改める。

第十九条の十一の二第二項に次の一号を加える。

四　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

第十九条の十一の五を削る。

第二十条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第十五項又は第十六項の処分（第二十二条の二十三第十五項又は第十六項」を「第十七項又は第十八項の処分（第二十二条の二十三第十七項又は第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十八項及び第十九項第四号」を「第二十項及び第二十一項第四号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十九項に」を「第二十一項に」に改め、同項第二号中「第十九項第二号」を「第二十一項第二号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第八項又は第九項の処分（第二十二条の二十三第八項又は第九項」を「第十項又は第十一項の処分（第二十二条の二十三第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十一項及び第十二項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第十二項に」を「第十四項に」に改め、同項第二号中「第十二項第二号」を「第十四項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項から第六項までを削り、同条第一項第一号中「算入される」の下に「同条第十二項第一号に規定する」を加え、同項第二号中「第二十七条の四第八項第四号」を「第二十七条の四第八項第五号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第八項第六号」を「第二十七条の四第八項第八号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　施行令第二十七条の四第九項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一　施行令第二十七条の四第八項第二号に掲げる試験研究　次に掲げる金額の合計額

イ　当該大学等が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの（施行令第二十七条の四第八項第二号に規定する契約又は協定（ロにおいて「契約又は協定」という。）において当該法人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

ロ　当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第十二項第一号に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用の額（契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額を除く。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二　施行令第二十七条の四第八項第三号に掲げる試験研究　次に掲げる金額の合計額

イ　当該他の者が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの（施行令第二十七条の四第八項第三号に規定する契約又は協定（ロにおいて「契約又は協定」という。）において当該法人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

ロ　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額を除く。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

三　施行令第二十七条の四第八項第六号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該大学等が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額について、当該法人が負担したもの（施行令第二十七条の四第八項第六号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。）をいう。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

四　施行令第二十七条の四第八項第七号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該特定中小企業者が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額について、当該法人が負担したもの（施行令第二十七条の四第八項第七号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。）をいう。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者の確認を受けた金額